

22年 8月 12日

（あて先）筑紫野市長
（あて先）筑紫野市議会議長

請 求 者

住 所 針摺北5番25号

氏 名 濱 武 振 一

電話番号（ 092-919-2200 ）

調 査 請 求 書

筑紫野市政治倫理条例第9条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり
~~資産等報告書の~~調査を請求します。

記

- 1 疑義があると認められる者の氏名 平原 四郎
- 2 疑義の内容

イ 平原四郎筑紫野市長（山神水道企業団企業長兼務、以下市長）は、
下田淳一筑紫野市議会議長・山神水道企業団議会議長（当時、以下
議長）からの口利き（添付資料1）を受けた。

その口利きとは、山神水道企業団（平原四郎企業長）が行う管工
事に、議長の息のかかった企業である三機産業他（以下、同企業
他）のみを指名業者にする事である。

そこで、市長は、山神水道企業団に指名登録業者が三百社余しか
なかった事を理由に、二千社以上登録業者がある筑紫野市（平原四

郎市長)に、業者の指名選定を依頼させた。

市長は筑紫野市指名選定委員会を通し、他を排除。議長が求めた同企業他を山神水道企業団が行う管工事の指名業者に選抜。市長は結果を山神水道企業団に送致した。

市長は自身の地位を利用して、筑紫野市議会で絶大な力を誇った議長の要求を満たす事で、議会を思い通りに動かすための主導権を得た。

さらに、議長及び同企業他に、平成19年1月執行、筑紫野市長選挙に於いて、自身再選のため、選挙協力を行わせた。

- ロ 他方、平原市長は自らの選挙再選の見返りに、平成19年4月執行の筑紫野市市議会選挙において、自身の地位を利用して議長への投票を依頼する旨の有印紙文書(氏名直筆、添付書類2)を市内に配布した。

3 疑義の根拠

市長の証言によると、伊藤清隆副市長・山神水道企業団特別職(当時、以下副市長)は、議長の息のかかった三機産業他(以下同企業他)を山神水道企業団で行われる管工事の指名業者にしてほしい旨を自分にしに来た、という。その際市長は「何それ」「それはおかしい」と副市長を注意した、と説明した。

しかし、副市長を叱咤したとの説明とは裏腹に、山神水道企業団から請け負った業者選定(以下メンバーセット)は議長が望む結果となり、市長はそのメンバーセットを、山神水道企業団に送致している。

つまり、実態としては、市長は筑紫野市に指名登録業者が二千社以上あるにも関わらず、議長の望んだ通りのメンバーセットを行い、他を一切排除した。

メンバーセットの経緯、過程を市長に問い質すと「裁判で問題視されているのは価格漏洩であって、業者指名は問題にされていない」「政治倫理審査会には一定の説明をした。何も無かったから問題はない」「この事件は業者と議員の問題である」と、自分は正しく、他が悪い、旨の説明に終始した(添付資料3、及び、平成22年8月4日筑紫野市議会全員協議会での市長本人の説明)。

ところで、山神水道企業団より筑紫野市が請け負った業者指名によって行われたこの工事は、予定価格の99.9%で落札、施工されている。

この契約によって、市長の議会での地位は盤石となった。他方、市長は自身の選挙の際の運動員と組織票を得たことは市民の周知である。

これらは明らかに筑紫野市政治倫理条例第3条1項1号及び3号に抵触する。

さらに、市長が8月4日の筑紫野市議会全員協議会において、自身の直筆、印章だと認めた平成19年4月執行の筑紫野市議会選挙で議長への投票を依頼する有印紙文書（添付資料2参照）には、「筑紫野市長 平原四郎」と記載されており、市長としての地位を利用した選挙活動に当たる。これは明らかな筑紫野市政治倫理条例第3条1項1号に（及び公職選挙法第142条文書図画の頒布、にも）反するものである。

これら市長の一連の行為は同条例第1条「いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益をはかることのないよう」という目的を著しく毀損するものである。

以上より、同条例第9条1項2号に基づき、市民の調査請求権を行使する。政治倫理審査会には是非とも厳正なる調査をお願いしたい。

4 疑義を証する添付資料

添付書類1：平成21年12月23日 西日本新聞記事

添付書類2：筑紫野市議会議員選挙ご支援のお願い（写し、正本は検察庁が所蔵、保管）

添付書類3：平成22年7月7日 西日本新聞記事

参考

筑紫野市政治倫理条例

（目的）

第1条

この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その

担い手たる市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、併せて市民も、市政に対する正しい認識と自覚をもち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（政治倫理基準）

第3条

市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしないこと。
- (2) 略
- (3) 市が行う請負契約及び一般物品納入契約に関して、特定の業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。

以上